

■ 個人所得課税

NISAの抜本的拡充と恒久化

改正の概要

(1) 新NISAの創設

- ・NISA制度の抜本的拡充・恒久化を目的とし令和6年1月より現行制度※を大幅に見直して下記のように変わります。
- ・新NISAは、一般NISA及びつみたてNISAを1つにまとめ、生涯非課税限度額を**1,800万円**としたうえで、リスクの低い投資信託などに対象を限定した最大**年120万円**のつみたて投資枠を基本とし、改正前の一般NISAと同様に上場株式などにも投資できる最大**年240万円**の成長投資枠（生涯非課税限度額1,800万円のうち1,200万円まで）を設けます。

※NISAとは、個人投資家に対する税制優遇制度であり、NISA口座（非課税口座）で受け入れられた株式・投資信託等の配当・譲渡益等は非課税とされています。

内容	改正前		改正案	
	つみたてNISA	一般NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資上限枠	40万円	120万円	120万円	240万円
生涯非課税限度枠	800万円	600万円	1,800万円 (成長枠投資枠はうち1,200万円)	
投資可能商品	一定の公募等株式投資 信託	上場株式・上場新株予 約権付社債等	一定の公募等株式投資 信託	上場株式・上場新株予 約権付社債等
対象者	居住者等 (18歳以上)	居住者等 (18歳以上)	居住者等 (18歳以上)	
投資可能期間	2042年 (令和24年まで)	2023年 (令和5年まで)	2024年1月1日以降(恒久化)	

(2) 改正前の制度の取り扱い

- ・令和2年度改正により予定されていた新制度への以降はせず、今年度改正の内容へ移行されます。
- ・改正前の一般NISA及びつみたてNISAにおける投資可能期間は令和5年12月31日までとされています。
- ・ジュニアNISAの投資可能期間は令和5年12月31日までとされ、非課税保有期間が終了した商品は原則として18歳に達するまで自動的に継続管理勘定への移管（非課税期間の延長手続き）されます。
- ・現行の一般NISA及びつみたてNISAについては令和5年末で買付を終了することとされていますが非課税口座内にある商品については、新しい制度における非課税限度額の枠で、現行の取り扱いとして継続されます。

新NISA制度の抜本的拡充・恒久化が、金融経済教育の充実や利用者の利便性向上の取組みなどと相まって将来にわたり家計による継続的な投資につながるとともに、投資未経験の方や、今は投資の機会にめぐまれな方については、賃上げ等を通じた所得の底上げが将来的な投資につながることも期待されています。